

第5回「生物多様性国家戦略見直しに関する懇談会」

生物多様性国家戦略の問題点 —特に法制度、沿岸・海洋保全、生態系に影響する感染症について—

WWFジャパン 自然保護室
次長 草刈 秀紀

1. はじめに

NGOとの意見交換にむけて

- 環境省:各省の中で最も職員数の少ない。(文部科学省13万人、環境省0.11万人。国の全職員数の0.20%)。懇談会資料:狩猟者、農業従事者の人口動態はあるが環境行政の人口動態データがない。
- 誰が協力するのか?:NGO、NPO(環境NGO総覧 4000 団体)協力は不可欠。
- 新・生物多様性国家戦略を考えるシンポジウム(2001/12/16)。ニュージーランドの例:1999年2月から4月にかけて50回に渡る意見聴取会議を全国で開催。3000人の出席。7800件の意見。結果:国家戦略活動資金1億8700万ドル(90億円)/5年間。
- 地方ヒアリングは、不可欠。「懇談会」「審議会の生物多様性国家戦略小委員会」の一環として行うべき。=>地方分権、道州制:ローカル・アクションプランにつながる。

2. 生物多様性保全に関する法制度について【スライド】

鳥獣保護行政に関する質問主意書(抜粋)

谷 博之(参議院)/平成18年6月9日

<質問>

9. 我が国は、1993年に生物多様性条約を批准しているが、この条約の履行を担保するための国内法は、どの法令に当たるか。条約批准時の関連法令及び現在の関連法令の名称を示されたい。

<回答>

生物の多様性に関する条約(平成5年条約第9号)が定める国内措置としては、平成5年5月に我が国が同条約を締結した時点においては、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)、自然公園法(昭和32年法律第161号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)等に基づく措置が講じられており、

その後、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)等に基づく措置が講じられている。

<質問>

10. 9に対する答弁で示された法令の趣旨や目的は、いずれもこの条約の理念に適合していると考えているのか。また現在ある国内法令だけで、この条約履行には必要十分と考えているのか。

<回答>

9について掲げた法律は、その目的がいずれも生物の多様性に関する条約の理念に沿うものであり、これらの法律を的確に運用することで条約に基づく義務を十分に履行することができるものと考えている。

<質問>

11.両生類、爬虫類、魚類及び昆虫類の希少種ではないいわゆる普通種について、種及び生息地を保全する法令や制度は我が国に存在するか。存在するのであれば、法令や制度の具体的な名称を挙げられたい。

<回答>

11について

御指摘の法令及び制度としては、例えば、自然環境保全法第十四条第一項の規定に基づく原生自然環境保全地域並びに自然公園法第十四条第一項の規定に基づく国立公園及び国定公園の特別保護地区が挙げられる。

→いずれも環境省の法令であり、他省庁の法令は、条約の国内法という位置づけはない。

→よって、鳥獣保護法による80条:適用除外「海棲哺乳類」は、不備(水産資源保護法条約の国内法ではない)。種の保存法の種指定は、2%程度。種の保存法の改正が必要。

→両生・爬虫類、魚類及び昆虫類などは、法的に保全の担保がされていない。

→ボン条約(移動性野生動植物種の保全に関する条約)について「今後「ボン条約」への対応の必要性について検討していきます。」明記されているが何もやっていない。課題・方向性:「アジア太平洋地域におけるネットワーク化を通じた連携強化・人材育成等の国際協力の推進」だけではなく、もっと踏み込んだ記述が必要。

=>アンブレラとなる、野生生物保護基本法または生物多様性保全法が必要。

<http://www.asahi-net.or.jp/~zb4h-kskr/wildlife/simin.pdf>

3. 沿岸・海洋の保全について

公海における海洋保護区(2010年目標)

公海における生物多様性の保全と持続可能な利用に関する事項については、国連総会がその中心的役割を果たし、国連海洋法条約は、海洋での活動に関する総括的な法的枠組であることを踏まえ、CBDはこれら機関における海洋保護区の設置に関する作業に対して、科学的、適当な場合には技術的な情報提供・助言を行う役割を担うべきであることで意見が一致し、今後CBDが国連に対して科学的な貢献をするために必要な作業内容(情報収集、作業部会開催等)が確認された。国連海洋法条約の新実施協定については、その必要性について議論が分かれ、最終的には、実施協定の必要性の評価を行うとの表現で合意が得られた。なお、公海底引き網漁業のモラトリアムについては、一部の国やNGOから、2007年1月から実施すべきとの提案がなされたものの認められなかった。(第8回締約国会議概要:外務省ホームページより)

→2010年目標の海洋保護区に向けての取り組み、これは、海洋基本法(案)とも関係する。

- 沿岸・海洋保全の保全：海洋の国家戦略的な記述であるが、藻場、干潟、サンゴ礁までの明記となっている。水産庁関連では、生物多様性に支えられているものの、産業としての漁業に終始しているのみ。国家戦略の亭をなしていない。生物多様性保全の観点からの記述が必要。
- 国土交通省の「国土交通省海洋・沿岸域政策大綱」。多様性という言葉の明記がない。生物多様性とは、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の3つ。「生態系」の記述は、8カ所。解釈が狭い。
- 第4回懇談会におけるFSCやMSCの取り組み紹介。MSCとは：海洋資源の管理の必要性が高まる中、MSC (Marine Stewardship Council：海洋管理協議会)が誕生。1997年にWWFと大手食品関連会社が立ち上げた組織で、1999年に独立した非営利団体。MSCの認証は、漁業資源の保全と海の環境保全が同じ一つの目標であることを認識し、その利用と保全を両立することをめざしたもの。
- MSCの原則(概要)
 - 1.過剰な漁獲を行わず、資源を枯渇させないこと。資源が枯渇している場合は、回復できる場合のみ漁業を行うこと。
 - 2.漁場となる海の生態系やその多様性、生産力を維持できる形で漁業を行うこと。
 - 3.国際的、または国内、地域的なルールに則した漁業を行うこと。また、持続的な資源利用ができる制度や社会的な体制をつくること。
- 消費者に対し、生物多様性の保全に貢献しているという、選択できる情報発信が必要。
<http://www.wwf.or.jp/activity/marine/sus-use/msc/index.htm>
- バラスト水管理条約(BWM条約：船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約、2004/2採択)。船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理を通じて有害な水生生物及び病原体の移動による環境、人の健康、財産、資源への危険を防ぐこと。=>現行戦略に明記されているが未締結。

4. 生態系に影響する感染症について【スライド】

目視することが困難な見えざる敵(生物)に対して無防備な状況を改善すべき。

- コイヘルペス(2003年10月に霞ヶ浦でコイヘルペスウイルス病(KHV: *Koi herpesvirus*)による養殖コイの大量死が発生し、その後全国に被害が拡大した)＝拡大した後、対応が決まる。
- 北海道旭川市におけるスズメの大量死(北海道新聞、2006/4/11)。1日で300羽が死亡、7月28日1517羽に達した。サルモネラ・ティフィムリウム(ST: *Salmonella Typhimurium*)は、1955年スイスで初報告、以降、イギリス、アメリカ、ノルウェイ、ニュージーランド、カナダなど多数の国で報告。STは、人獣共通感染症。(宇根, 2006)
- STによる野鳥の大量死事例が新たに発生した場合に備えて、危機対応のために各部局の連携をとることと、原因究明のため、対応システムの構築が早急に必要。

海外におけるツボカビ症によるカエル絶滅の危機について

- 現在、世界中で両生類の壊滅的減少と絶滅が進行している。世界の両生類5,743種の32%にあたる1,856種が絶滅の恐れのある種となり、1980年以降、少なくとも122種が絶滅したとされている(IUCN, 2005)。43%の種が生息数が減少している。
- 主な原因は、生息環境の汚染、環境の破壊、気候変動、外来種による影響など。特に近年は、真菌感染症の影響と言われている。この感染症は、ツボカビ症(*chytridiomycosis*)と呼ばれている。

- Chytridiomycosis* は、両生類の感染症で *Batrachochytrium dendrobatidis* (カエルの表皮に寄生するツボカビの一種) が原因とされている。
- ツボカビが侵入した地域で、わずか2ヶ月で、90%のカエルが大量に死亡した例がある。パナマでは1994年に発生し、43種の両生類が感染し大規模な減少と絶滅の脅威を引き起こしている。1年で28kmの速度で被害が拡大している報告がある。
- 地球温暖化の影響で雨が多くなり、変温動物のカエルの体温がツボカビの繁殖しやすい温度となり、一気にツボカビが広がり、異常な大量死を招いていると考えられている。
- これまでアジアでは、発見されていなかった。タイで新たに発見された！(安佐動物園、桑原報告) ⇒国内侵入は、時間の問題！
- カエル・ツボカビ症に関する専用リンク集参照。

<http://www.asahi-net.or.jp/~zb4h-kskr/alien-s/tsubokabi.htm>

今後、ツボカビ症については、早急に、水際による確認体制、被害を防止するマニュアル等を作る必要がある。また、同様のケースが起きない為には、水際規制が不可欠。また、特定外来生物対策法をダークリスト形式から、クリーンリスト形式つまり原則禁止の法体制に改正すべき。

5. その他

第6回懇談会のテーマ: 地球温暖化と多様性

- 関連条約に関する記述で気候変動について、「生物の多様性の保護・保全の関連があり、今後連携教化を図ります」という記述があるのみ、2050年までに生物種の37%が絶滅すると指摘あり。鳥類では、ヨーロッパで38%、オーストラリアで72%の種に影響があると言われている。カエルツボカビ病にもあるように、気候変動による温暖化の影響と生物多様性の保全は、密接に関連しており、内外の現状に則した記述が必要。

カルタヘナ議定書国内法について

(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律)

- 近縁の野生種の評価しかしていない。遺伝子組換え作物の認可で昆虫、野鳥、植物、近縁種以外の種について、限定された評価がない。イギリス王立協会は、生物全体の多様性評価をしている。比較評価として、遺伝子組換えの農業、通常の農業、有機農業の評価が行われているが、日本はない。生物多様性条約で、あらゆる生物の定義があるにも関わらず、国内法では、例えば、除草剤耐性ダイズでツルマメの評価しかしていない。生物全体の評価が必要。国内法や省令は曖昧な記述となっている。遺伝子組換え農業と通常の農業では、手法が違う。除草剤の影響がどの程度違うのか、殺虫剤の影響がどのくらい違うかが出せる。現状は、交雑が起きる野生の植物しか対応していない。

以上。